

## 意見具申（素案）の概要について

### 1 概要

これまでの委員意見や法改正及び利用者のニーズの変化等を踏まえ、事務局において資料2のとおり素案をとりまとめました。

このうち、意見具申の骨子となる「はじめに」、「県立社会福祉施設の役割」及び「県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性」については、以下のとおり前回意見具申と対比させて整理しました。

※ 特に委員の意見を反映している箇所は下線部のとおり。

### 2 今回素案のポイントについて

#### (1) はじめに（意見具申の基本理念）

##### 【前回意見具申】

- 人と地域のつながりに支えられ、子どもたちが健やかに育ち、高齢者、障がい者、すべての人が健康で生きがいと幸せを実感でき、安心して暮らせる新しいふくしま  
(H24.3改定「福島県保健医療福祉復興ビジョン」より抜粋)
- 県立社会福祉施設の利用者一人ひとりのニーズに対応したサービスが提供できるよう行政や民間がより一層様々な連携を図っていく必要がある。



##### 【今回意見具申（案）】

- 全ての県民が心身ともに健康で、幸福を実感できる県づくり  
(R4.3改定「福島県保健医療福祉復興ビジョン」より抜粋)
- 社会的弱者や少数者に寄り添うセーフティネットを充実させることにより、人口減少・少子高齢化が深刻化する時代においても、安心して子どもを生み育てることが出来る地域社会の実現につなげる。

(2) 県立社会福祉施設の役割

① 県が果たすべき役割

【前回意見具申】

- ・市町村で行うことが困難な広域的あるいは専門的、技術的なサービスの実施や市町村への助言、支援などを行うこと。
- ・市町村等と連携しながら、地域の特性を生かしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進すること。
- ・民間福祉団体等の活動や地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村と連携し、活動しやすい環境づくりを行うこと。



【今回意見具申（案）】

- ・市町村や関係機関と連携しながら、地域の特性を生かしつつも、地域格差が生じないようなサービス体制づくりを推進すること。ひいては、厳しい人口減少の局面にあっても、地域福祉の最後の砦として、市町村や民間では採算上経営が困難なサービスを提供していくこと。
- ・民間福祉団体等の活動や地域住民の連帯感の醸成などについて、市町村と連携し、地域共生社会の実現に向けて活動しやすい環境づくりを行うこと。
- ・先進的なサービスや考え方を施設運営に取り入れるとともに、県立施設の職員の資質や技術の向上に努めつつ、事業者への適切な指導監査や研修事業の実施などにより、ソフト面においても地域福祉を牽引していくこと。

## ② 民間に期待される役割

### 【前回意見具申】

- ・施設運営を行う社会福祉法人は施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与することが求められる。
- ・企業は、地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携と競争などを進めることにより、多様で質の高いサービスの提供が望まれる。



### 【今回意見具申（案）】

- ・施設利用者に対し、質の高い生活環境の整備や適切な処遇の確保に努め、本県の施設福祉サービスの向上に寄与すること。
- ・地域を市場としながら、市町村や県などの公的なサービスとの連携を進めつつ、新たなニーズやビジネスチャンスを開拓するなど、多様で質の高いサービスを提供していくこと。
- ・健全な事業活動により適正に収益を上げ、社会的責任を果たすことで、福祉が必要な人々を社会全体で支えていく姿勢。

③ 今後、県に求められる役割（今後も県が運営する必要がある施設の考え方）

**【前回意見具申】**

- ・法令上、県が設置する必要がある施設
- ・県内全域を対象とした性格を有するなど、広域的な役割を担い、かつノウハウや人材確保、採算上から民間で対応していくことが困難な施設
- ・高度、専門的、技術的なサービスを必要とするなど、ノウハウや人材確保の面から、民間で対応していくことが困難な施設
- ・セーフティーネットを担うなど、採算上から民間の参入が見込めない施設



**【今回意見具申（案）】**


- ・法令上、県が設置する必要がある施設
- ・県内全域を対象とした性格を有するなど、広域的な役割を担い、かつノウハウや人材確保の面から民間で経営していくことが困難な施設
- ・入所者が抱える個々の課題にきめ細かに対応するため、高度、専門的、技術的なサービスを必要とする一方で、市場ニーズが小さく採算がとれないなど、ノウハウや人材確保の面から、民間で経営していくことが困難な施設
- ・少数者のセーフティーネットを担うなど、採算上の問題で民間の参入が見込めない施設

### (3) 県立社会福祉施設のあり方検討に当たっての基本的な方向性

#### 【前回意見具申】

- ① 障がいがある方も地域でともに暮らせる形が理想であり、障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、県はグループホーム等の地域生活移行の受け皿の整備を促進するなど、施設利用者及びその家族の希望に沿った生活を支援するために、サービスの選択肢を準備できるように施策を推進していく必要がある。
- ② 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るための福祉と医療・教育との連携を促進する必要がある。
- ③ 入所者の生活の質の向上を図る観点から、地域生活への移行が難しい入所者もいることも配慮に入れ、居住環境や施設の仕様の検討、規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、専門的なケアを充実していく必要がある。

### 【今回意見具申（案）】

- 
- ① 障がいがある方も地域でともに暮らせる形が理想であり、障がいの程度に関わらず、地域で生活できる環境が必要である。このため、県は障がい児及び障がい者が地域と交流できる機会の創出や機運の醸成に努めるとともに、グループホーム等の地域生活移行の受け皿の整備を促進するなど、障がい者及びその家族にとっての選択肢を充実させる必要がある。
  - ② 施設利用者のニーズへ柔軟に対応し、サービスの質の向上を図るために福祉と医療・教育との連携を強化する必要がある。特に、重度障がい者等には、迅速に医療的ケアを提供できる体制を引き続き確保する。
  - ③ 入所者が生き生きとした表情で健やかに過ごせるよう、居住環境や施設の仕様の検討、規模の適正化を図るとともに、入所者の状況の変化に対応するため、医療をはじめとする専門的なケアを充実していく必要がある。
  - ④ 子どもや困難な問題を抱える女性への支援については、権利擁護の観点から、当事者の最善の利益を念頭に、個別の状況に応じた支援ができるよう、柔軟な支援体制や施設環境の整備を行う必要がある。
  - ⑤ 慎重に検討した上で役割を終えたと判断できる施設は、計画的に廃止していくことで、必要な施設に行政のリソースを集約して、より時代に合ったハード整備や質の高いサービス提供につなげていく必要がある。